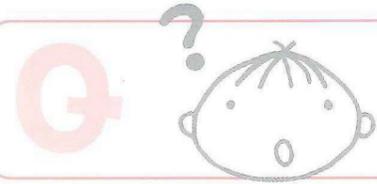


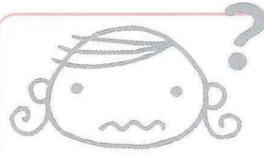
事業者の方へ

障がいや難病のある方の雇用について
悩まれている事業所様の相談もお受けします



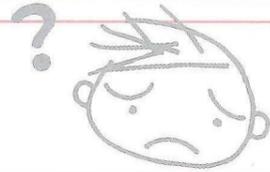
障害者雇用を考えたい
けどどうしたらいい？

障害や難病のある人がどんな仕事、
働き方ができるかわからない



法定雇用率のこともあるけど
何から進めていったらいいのか・・・

障害者雇用をしているけど、
対応に悩んでいることがある



A. お問い合わせ先にご連絡ください



障害や難病のある方の
職場実習を受けていただける
事業所を探しています

障害や難病のある方が、就労に向けて必要な知識や技能などを
身につけること、就業経験の少ない方が実際の職場を体験する
ことで自信をつけることを目的とした職場実習です。

事業所としては、障害者雇用のイメージづくり、従業員の
方々の障害者理解の促進等にご活用いただけます。

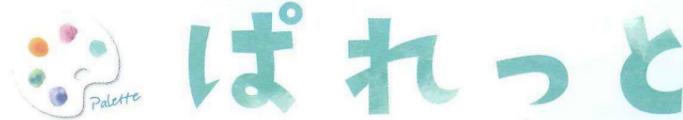
ご協力いただける事業所様は、是非ご連絡ください。



お問い合わせ先

社会福祉法人 悠久会

県南障害者就業・生活支援センター



〒855-0042 長崎県島原市片町 578 番地 8

TEL 0957-73-9560

FAX 0957-73-9562

営業時間【月曜日～金曜日（祝日除く）9:00～18:00】



社会福祉法人 悠久会

県南障害者就業・生活支援センター

ぱれっと



社会福祉法人
悠久会

障害者就業・生活支援センター事業とは？

「障害のある方の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害のある方の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害のある方の雇用の促進及び安定を図る。」ことを目的にした事業です。

ご利用できる方

- 身体、知的、精神、発達障がい、又は、その他の障害が認められる方
- 就職したいと希望されている方
- 職場に悩みを持たれている方
- 雲仙市、島原市、南島原市にお住いの方
- 障害者雇用をしている事業主の方、またはお考えの方

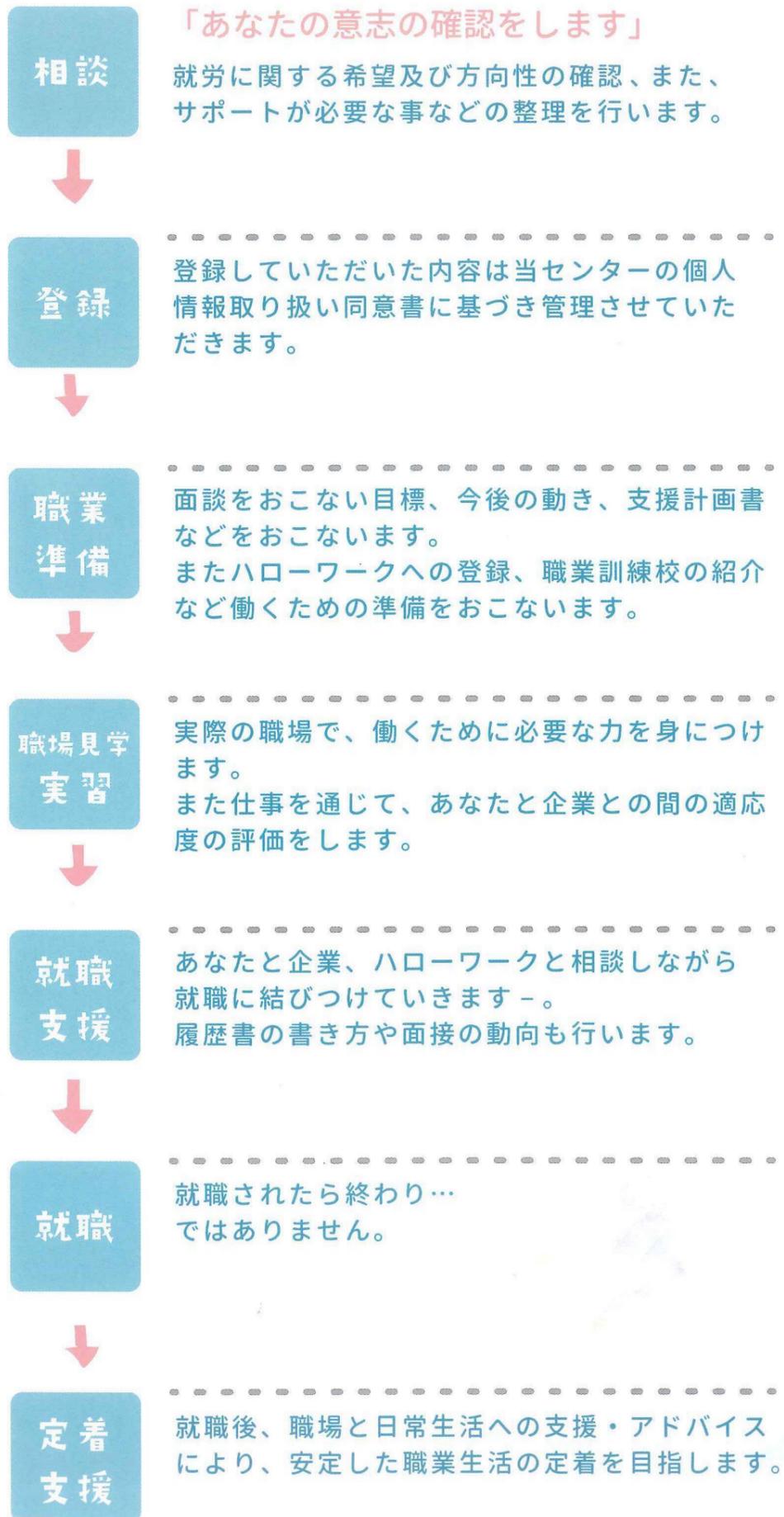
登録について

- 就職に関する希望条件、障がいの特徴などを確認するため、面談させていただきます。
- 登録や相談、支援に対する費用負担（料金）はありません。

* 福祉サービス事業所の利用に関しては別途にサービス利用料の自己負担が必要です。



就労支援の内容



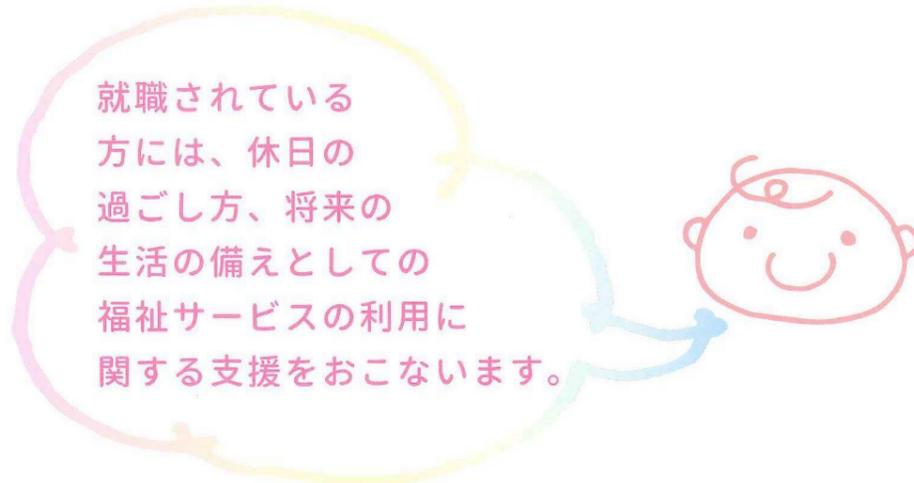
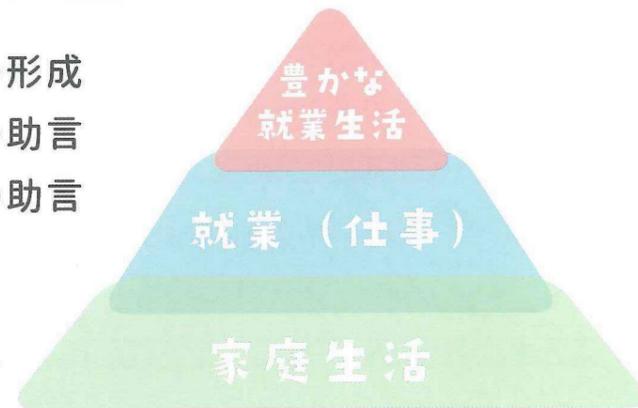
就業面と生活面の一体的な支援の必要性

豊かな職業生活は就業面での経済的な自立とその基礎である安定した家庭生活です。

必要に応じて生活面に関する支援やアドバイスを行います。

支援生活の主な内容

- 生活習慣の形成
- 健康管理の助言
- 金銭管理の助言



連携している関係機関

- | | |
|-------------|---------------|
| 保健所 | 就労移行支援事業所 |
| 自治体行政、福祉事務所 | 就労継続支援 A 型事業所 |
| ハローワーク | 就労継続支援 B 型事業所 |
| 障害者職業センター | 特別支援学校 |
| 相談支援事業所 | 一般高等学校 |
| 医療機関 | 職業訓練校 など |